

## 地球平和憲章草案

### 一 非戦・非武装・非核。非暴力の世界をめざして・

### 日本国憲法前文・9条の理念に基づく一つのモデルとして一

#### I-1 平和への思いと呼びかけ

#### I-2 9条の理念で地球平和憲章を

- 1) 前文・9条の理念とは
- 2) この間の憲法状況
- 3) 国際的平和への努力
- 4) 9条地球憲章の会の発足

#### I-3 先駆的な平和の理念と実践に学ぶ

#### I-4 地球時代の視点からの地球平和憲章づくり：地球時代（the Age of Globe: Earth Planet）の視点

## II 地球平和憲章の内容

II-I 理念・原理：私たちは戦争に反対し、核兵器の禁止はもとより、非武装、非暴力の世界を求めます。それは人類の使命なのです。

- 1) 非戦
- 2) 非武装
- 3) 非核
- 4) 非暴力

II-2 理念を根付かせ、国際的に実効あるものとして発展させるために

- 1) 平和のうちに生存する権利
- 2) 平和の文化と教育
- 3) 国際法の発展と新しい国際法秩序の形成

II-3 地球平和憲章を支える人間理解  
最後に

#### I-1 平和への思いと呼びかけ

人類の最大の夢。

それは世界から戦争をなくすことです。

人類の歴史を振り返ると数多くの戦争が戦われ、多くの人々のいのちを奪ってきました。戦争の直接的利益のほとんどは支配者層が受け取り、戦争の直接的な犠牲は民衆（特に弱者）に最も多くもたらされるのが実情です。

戦争は、人間が始めたものであるとすれば、人間自身によってなくせないはずはない。そう考えた人間の平和への希求と、戦争廃絶の努力がこれまで積み上げられてきました。人類の歴史は、戦争の歴史でもありましたが、平和希求の歴史でもありました。

2つの世界大戦の後、世界は国連憲章と世界人権宣言のもと平和へ向けて大きく前進したかに見えましたが、冷戦と対立、「恐怖の均衡」状態が続きました。緊張の連鎖は軍備拡張競争を生み、経済の軍事化は官軍産学の一体化をすすめ、貧困と格差を広げ、同盟国への援助としての軍事基地の拡大は平和を脅かす原因にもなってきました。

ソ連の崩壊後、21世紀はついに平和の世紀になるかと思われましたが、それもつかの間の夢でした。

2001年の9.11テロを機とし、「対テロ戦争」を掲げた米国等によるアフガニスタン侵攻、さらに2003年のイラク戦争は泥沼化し、「報復の連鎖」を招き、ISなどのイスラム過激派の無差別テロはかえって増大しました。

東アジアでは、朝鮮戦争、ベトナム戦争の後も、米国の核の脅しに対抗して、北朝鮮の核武装化が加速し、偶発的な核戦争の

勃発の危険さえ生まれましたが、戦争だけは避けたいと、2018年には南北首脳会談に続いて米朝首脳会談がひらかれました。

このような危機的状況だからこそ、世界中の人びとの中に改めて戦争に反対し、恒久的な平和を望む切実な声が生まれ、広がっています。いまこそ、世界の平和のための新しい理念と運動が求められているのです。

そんな中で、日本の憲法前文・9条とその理念に、新たに共感し、9条は世界の宝だと賛同する人びとが世界中に増えています。

第二次大戦直後、アジア太平洋戦争への深い反省に基づき画期的な非戦・非武装の9条を持つ憲法を制定した日本の政府とそれを歓迎した米国の政府は、米ソ冷戦の開始と激化にともなって一転してそれを問題視するようになりました。その後の日米軍事同盟の締結とその強化により、9条は絶え間ない侵食と破壊の危険にさらされ続けてきました。しかし、曲がりなりにも9条の決定的な改憲を許さなかったのは、平和を愛する日本の私たちの長年にわたる抵抗でした。

その抵抗の歴史を受け継ぎ、私たちはこれからもなんとしても9条を護り抜き、さらに世界中の平和を愛する人びとと手を取り合い、知恵と力を合わせて世界から戦争をなくすという人類の夢の実現をめざしたいのです。それを世界に広げなければ9条を護ることもできないのです。

そのために、私たちは広く内外の平和を愛する人びとに呼びかけます。

今こそ、非戦・非武装・非核・非暴力の世界をめざし、「平和への権利」「核兵器禁止条約」実現の国際的な運動とも連帯し、ICANのノーベル平和賞の受賞に励まされ、

9条の理念で地球平和憲章をつくるというグローバルで壮大な運動を共に始めましょう。

## I-2 9条の理念で地球平和憲章を

平和を希求する先人たちの努力を引き継ぎながら、次の世代につなぐ、市民の国際的な思想運動、人類と地球を護る運動が求められています。

私たちはこの運動の理念の軸に日本国憲法の前文・9条の精神を据えて地球平和憲章を創りたいと考えました。

### 1) 前文・9条の理念とは

1945年8月15日敗戦。戦争への反省と平和への希求のなかで、平和的・文化的な国家の建設を目指して平和憲法が制定されました。占領下ではありましたが非戦・非武装(9条の理念)に関しては時の首相幣原喜重郎の発意があったことが知られています。それを励ましたのはマッカーサーの決断であり、それを支えたのは日米両国民の厭戦と平和への希求だったといえます。それは日本のアジア侵略や植民地支配という加害への反省、アジア2000万人とも言われる膨大な戦争犠牲者への謝罪と不戦の決意であり、また300万人とも言われる日本人の戦死者(靖国神社に祀られている軍人・軍属の戦死者も含む)、そうした戦争による被害も、二度とこうした戦争を起こしてはいけないという思いを支えるものとなっています。

憲法前文には「われらとわれらの子孫のために」「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」とあり、さらに「われらは平和を維

持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと務めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定しています。

この主語は、「われら」すなわち国民(people)であって、日本<国家>の安全と生存ではありません。国民一人一人が「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」することが自らの安全と生存を確保することの最善の方策であるという認識に立つものです。そして、これは、「信頼」して何もしないのではなく、世界中の市民と「信頼」のネットワークを構築して戦争を未然に防ぐ、戦争予防のネットワークを国境を越えて強固につくる必要性を規定したものです。そして、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」として、全世界の国民の「平和的生存権」（「平和のうちに生存する権利」）の保障を規定しています。「日本国民」だけではなく「全世界の国民」の平和的生存権を規定したものであることに注目したいと思います。

また、そこでの「平和」は「戦争がない」だけではなく、専制政治の「恐怖」と飢餓・貧困などの「欠乏」から免れた<真の平和>を目指すものです。「専制と隷従、圧迫と偏狭」あるいは「恐怖と欠乏」といった戦争の根本原因を取り除くことが真の平和の実現ためには求められるのです。戦争の根本原因でもある、飢餓・貧困・差別・政治的経済的抑圧などの「構造的暴力」の解消に向けての、積極的な国際協力推進の必要性を規定したもののなのです。

戦争の根本原因を除去し、戦争を起こさ

ない国づくり・国際社会づくりを行い、真の平和を実現しようというのが憲法前文の精神なのです。そして平和こそが人権と民主主義の前提であり、逆にまた人権と民主主義なくしては真の平和もありえないことを示しているのです。

前文は「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」と結ばれ、その精神を世界に広げる決意をのべているのです。

そして憲法第2章を「戦争放棄」とし、第9条第1項に「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、第2項で「前項の目的を達成するために、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しています。これは、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を規定したものです。

ここに示された理念はカントの永久平和論につながり、戦争違法化運動そして不戦条約と国連憲章に重なり、さらにそれを超えるものでした。あらゆる戦争を放棄し、あらゆる戦力も持たない、国の交戦権も認めないという第9条は、20世紀の軍縮平和主義、そして、戦争違法化（国際連盟規約、不戦条約、国際連合憲章）といった世界の<普遍的>な潮流を継承した上で、さらに非戦・非武装平和主義として「徹底化」した「徹底的平和主義」に立脚するものと言えましょう。

振り返ると、紛争解決のためと称して行われる他国への軍事介入は、その紛争の根本原因たる「構造的暴力」をなくしたり減らしたりすることに役立つよりは、むしろ、そうした紛争の根本原因を拡大再生産する

ことになる場合が多く、そのことが新たな武力紛争の原因となる場合が多いのです。そして、通常、軍事力の行使は濫用の危険性が大きく、平和や安定よりも膨大なる殺傷・破壊・荒廃を生み、「憎しみの連鎖」「テロの連鎖」をもたらしてきた場合があまりにも多いことに留意すべきです。

私たちは「戦争が起きたらどうするか」ではなく「戦争や軍隊を必要としない国際社会をいかに構築するか、その国内的・国際的条件をいかに整備するか」ということこそが最大の課題だと考えています。

## 2) この間の憲法状況

しかし、憲法70年の歩みを見ると、憲法の平和・人権・民主主義の理念がそのまま実現してきたわけではありませんでした。米国は朝鮮戦争(1950-53)を機に日本の再軍備へと戦略転換し、サンフランシスコ条約(1951)とともに日米安保条約を結び、池田・ロバートソン会談(1953)を経て、再軍備のための改憲論を背景に自主憲法制定を党是とする自由民主党が誕生し(1955)、それと前後して自衛隊も発足(1954)しました。これに対して、軍隊は認めないという国民の批判の前に自民党政権は専守防衛の自衛隊は憲法の禁止する戦力でも軍隊でもないとして「解釈改憲」の道を選び、事実上の軍隊を「戦力にあらざる自衛隊」として増強してきました。さらに安倍内閣は、「戦後レジームからの脱却」を掲げて、明文改憲路線に踏み込み、国家安全保障会議(NSC)の設置、特定秘密保護法や共謀罪法の制定、武器輸出禁止三原則の撤廃、集団的自衛権の容認の閣議決定、安保法制の制定などを行ってきました。さらに条文改正を企て、米軍と一体化した活動にのりだそうとしています。安保法制(2015)には

違憲訴訟も起こされています。

しかし、この間にも、9条を世界に広める先人たちの努力が続けられ、(原水禁運動、憲法50年・憲法学界の取り組みとしての1995年の国際憲法学会日本大会、九条世界会議、ハーグ国際平和市民会議、世界社会フォーラム、国連平和への権利への取り組みなど) それを守り根付かせる運動も広がりました。(平和教育、安保反対、ベトナム反戦、沖縄基地、9条の会、女の平和、ママの会、学者の会など)

また、9条は国際的にも評価されてきました。そのなかには歴史家のA.トインビー、シカゴ大学元総長のR.ハッチンズ、経済学者のJ.K.ガルブレイス、思想家のN.チョムスキー、生化学者でノーベル賞のセント・ジェルジ、コスタリカのノーベル平和賞受賞者アリアス大統領、マレーシャのマハティール大統領、等がいます。また映画「日本国憲法」を作ったJ.ユンカーマン監督、アメリカに9条の会を作ったC.オーバービー、ベトナム戦争に海兵隊として従軍した後に戦争後遺症に苦しみ、平和運動を続けたA.ネルソン、そしてVFP(Veterans For Peace)の方々などにより9条は世界の宝として評価されてきました。「9条にノーベル平和賞を」という国際的運動も平和憲法への関心を世界に広げてくれています。

## 3) 国際的平和への努力

この間、繰り返される核実験と戦争の脅威に対してはラッセル・アインシュタイン「声明」(1955)が出され、それを受けての科学者たちのパグウオッシュ会議(1955)が重ねられ、非暴力のためのセビリヤ宣言(1986)が出され、国連、UNESCOの軍縮会議では完全軍縮(complete disarmament)が目指されました。また2000年を国際平和

文化年とし、平和の文化の創造と平和教育への取り組みを各国に求めました。核実験に反対する国際的な市民運動の広がり、部分的核実験禁止条約(1963)、核拡散防止条約(NPT、1968)、包括的核実験禁止条約(1996)、さらに核兵器禁止条約(2017)を成立させました。2017年のICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)の活動へのノーベル平和賞の授与は被爆者の長年にわたる活動と世界の市民の反核活動へのものでもありました。この動きはさらに、平和に生きることそれ自体を人権と考え、それを法的に保障することを求める声とつながり、平和への権利宣言の条約化と国際法・国内法双方での平和的生存権の確立へと向かっています。

#### 4) 9条地球憲章の会の発足

私たちは今日の深まる危機のなかで、これら国内・国際的動きに励まされ、学びながら、さらにその歩みを勧め・深めるために憲法前文・9条の理念で地球平和憲章を創り、非戦・非武装・非核・非暴力の世界をめざす国際的思想運動を起こそうと考えました。

私たちは2016年8月から、世話人会を中心に「趣意書」を作り、140名を超える呼びかけ人のもと、20数名の内外の外国人の賛同もえて、2017年3月15日に、「9条地球憲章の会」を発足させ、記者会見をもち、内外に広く参加を呼びかけました。現在(2019)では賛同者は1000人を超え、外国人は70名を越えています。

#### 会の目標と活動

- 1 趣意書をふまえて9条・地球憲章のモデルづくり
- 2 各地、各国での地球憲章づくりと情報

#### 交換

- 3 それを持ち寄っての地球憲章づくり
- 4 国連での採決にむけての取り組み

この目標にそって、内外賛同者の拡大を図り、情報の発信・交流、会主宰のシンポジウムと研究会を重ね、また日本からの地球平和憲章のモデルづくりのためのワーキング・グループで検討をしてきました。

呼びかけ人(憲法・法学者、弁護士、教育学者、教師、芸術家、市民)に応じて国内国外の賛同・協力者も広がり、趣意書も各国語訳(英、仏、独、露、中、スペイン、ベトナム語。アラブ語も近々)が来ています。アジア・パシフィック法律家たち(COLAP)、韓国、台湾、フィリピン、コスタリカ、イタリア、アフリカの友人。戦争で心の傷に苦しむアメリカの退役軍人、9条を知る在日知識人たちの反響は大きく、昨年5月13日のシンポジウムでは多くの海外メッセージを頂きました。

#### I-3 先駆的な平和の理念と実践に学ぶ

私たちの運動は世界平和に関わる多くの先駆者達の思想に学び、その志を引き継ぐものです。1) 非戦・非武装・非暴力の思想的先駆者達(エラスムス、ルソー、カント、ユーゴー、ジョレース、ジェーン・アダムス、ガンジー、デューイ、フィゲレス、キング、マンデラ、中江兆民、内村鑑三、田中正造、石橋湛山、幣原喜重郎等)に学び、2) 婦人国際平和自由連盟(WILPF)、戦争違法化運動、不戦条約、国連憲章、UNESCO憲章の流れに日本憲法前文・9条を位置づけ、3) さらに世界平和市民運動(被爆者運動、原水禁運動、9条世界会議、ハーグ世界平和市民会議、平和への権利宣言、

核兵器禁止条約、IPB、ICAN、等）の先達者に学びながら、この運動をすすめたいのです。コスタリカからもアフリカからも、フィリピンや韓国からも、世界の各地域での平和の先駆者たちから学びたいのです。私たちの運動は、国際的成果をさらに発展させる運動です。

すでに見たように、非戦の思想は、例えばカントや、V. ユーゴーなどにあり、第1次大戦後は戦争を違法とする思想運動が不戦条約の成立を支え、国連憲章を成立させました。日本では内村鑑三や田中正造などの先駆的思想があり、敗戦後の国民の平和への願いと幣原喜重郎のイニシアチブ、そしてマッカーサー（GHQの憲法草案起草グループ）の英知が日本国憲法前文・9条に結晶化したのです。世界の戦争犠牲者の思いも9条につながっているのです。

日本国憲法はその前文で地球上のすべての人間の平和のうちに生存する権利を認め、9条で戦争を放棄し軍備を持たず交戦権を否認すると謳っています。

コスタリカは常備軍を持たず、軍事同盟を結ばない宣言をしています。

UNESCOは完全軍縮を目標とし軍縮教育に取り組み、自然と文化の多様性の認識のうえに国際平和文化年（2000）を定め、「世界の子どもたちための平和と非暴力の10年」に取り組みました。

平和への権利宣言（2016）はすべての個人の平和への権利を認めています。

核兵器禁止条約（2017）は核兵器の非人道性の視点からその禁止を求めています。

人権も、世界人権宣言から人権規約へ、女性の人権、障害者の人権、そして子どもの権利を保障する条約へと新たな国際人権法の発展を示し、国内法にも影響を与えています。

地球環境に関しても、ストックホルム会議（国連人間環境会議）から地球サミット（国連環境開発会議）へと回を重ねてきました。地球温暖化対策のための気候変動枠組条約（1992）、そしてその具体的な対策を定める国際枠組であるパリ協定（2016）も成立しました。

これらはいずれも国連憲章と世界人権宣言を共通の基盤としそれを発展させるものです

私たちはこれらの成果のうえに、さらに地球と人類を救うために非戦・非武装・非暴力の地球平和憲章をつくりたいのです。

#### I-4 地球時代の視点からの地球平和憲章づくり：地球時代（the Age of Globe: Earth Planet）の視点

私たちは地球時代を生きています。その契機は1945年でした。

1945年は、人類滅亡といった危機認識の国境を越えた共有と平和や人権理念の地球規模への拡大と深化を生み出す原点の年であったとすることができます。これら2つの要因を併せ、現代を「地球時代」ととらえたいと思います。

第二次世界大戦の終結は抑圧からの解放と植民地の独立を促し、平和への希求は世界の人々に広がり、国連憲章に結晶し、日本では憲法9条を生みました。世界人権宣言は人類全てが人権の主体であることの宣言でした。

戦争は人を殺し、環境を破壊します。とりわけ核兵器は地球の消滅をも予見させるものでした。私たちはこれらの認識の共有を通して、1945年を画期とし、「人類と地球の再発見」の時代として捉え直し、現代を「地球上に存在するすべてのものが一つ

の絆で結ばれているという感覚が地球規模で共有されていく時代」としての地球時代の入り口にあると自覚したのです。

この間、普遍的人権はもとより平和的生存権、環境への権利の思想が生まれ、国と国、人と人はもちろん自然と人間の共生の思想が育っていきます。環境への権利の中には脱原発の視点も含まれています。さらに、子どもの権利の思想が未来世代の権利（the Right of the Future Generation）、地球市民の権利の視点と重なって深まってきている事も重要です。

私たちの運動（campaign）はこれらの視点から、9条を読み直し、その歴史的、現代的意義を捉え直し、地球平和憲章に結晶させ、人類と地球を守るために、世界にむけて発信する思想運動であり、世界と繋がる連帯の運動だと考えています。

私たちは世界の地球平和憲章づくりの思想運動にとって、9条は重要な、しかし一つの参考（reference）だと考えています。地球時代が求めている人類と地球を救い、平和と環境を護る思想を、非戦・非核・非武装・非暴力の視点を核として、世界の各地からその体験と実感をもとに地球平和憲章のモデルづくりに取り組み、それを交流する過程そのものが重要だと考えています。

## II 地球平和憲章の内容

人類最大の夢は、世界から戦争を無くすことです。

かつて、戦争は政治の延長であり、敵味方の関係は不可避的であり、文明の発展を促すものだという「通念」がありました。しかし、2つの世界戦争、壮絶な地上戦と核による破壊を体験した人類

は、戦争認識を変え、不戦条約そして国連憲章を、日本では平和憲法をつくって、戦争は悪であり 違法のものだと捉え、戦争がなぜ起こるのかを問い、平和をかけがえのない価値として希求してきました。夢は理念となり、理念を実現させる取り組みが始まっているのです。私たちは、国連憲章の精神と日本国憲法の理念に基づき、平和を希求する世界の人々と力を合わせて、非戦、非核、非武装、非暴力の世界の実現を求めます。それは夢ではなく、人類の使命なのです。

**II-I 理念・原理：私たちは戦争に反対し、核兵器の禁止はもとより、非武装、非暴力の世界を求めます。それは人類の使命なのです。**

### 1) 非戦

**戦争は悪です。「戦争をしない」〔不戦〕ではなく「戦争をしてはいけない」〔非戦〕のです。**

私たちは2つの世界戦争、その後の朝鮮、ベトナム、イラク戦争などを通して、戦争の残虐さ、おぞましさを知っています。それを伝えているのは戦争映画ではなく戦場を体験した兵士達の声です。息子を戦場で失った母親たちの声です。戦場となった国の、街の、村の、すべてのひとたちの眼差しです。

**戦争は人殺しです。殺し合いです。**

しかし、戦場においては、敵は人間ではなく、虫けらであり危険な動物なのです。殺せと命ぜられる兵士も人間は殺せないのです。殺せる人間は自分が人間でなくなっているから殺せるのです。壮絶な戦場を体験した者は口を閉ざすのです。おぞましい

記憶は消せません。テロ掃討も同じです。参加した兵士は「自分こそテロリストではないか」と感じたといいます。殺し合うのは、貧困から逃げ出す為に兵士になった、けなげな青年達です。

全面戦争（トータル・ウォー）は全ての人の人間性を奪うものです。前線と銃後の境なく全てを焼き尽くし殺し尽くすのです。しかし、そこでも命の重さに序列がつけられているのです。

### **戦争は人を狂わせます。人間性を奪うものです**

命令する者も、される者も狂わせます。人体実験で知られる 731 部隊のおぞましさはその代表例の 1 つでしょう。戦果に喜ぶ民衆には殺し合いの酷さや残された者の悲しみは思い浮かばなくなっているのです。

慰安婦問題は戦争と性の問題を突きつけています。内戦での力による支配のための性暴力も絶えません。正常な人間が戦争神経症（PTSD）になるのです。無人爆撃機をボタンで操る人間も人間性を失っているのです。ゲームの感覚で、ひとを殺している罪悪感も失せているのです。

### **非道な悪は凡庸な悪がささえているのです。**

「上の命令に従っただけだ」これはナチスの戦争犯罪者アイヒマンのことばです。侵略戦争の責任をとらない国家と人間はどこにもいます。それが戦争なのです。

判断の停止と責任の放棄。そして愚かな人が大声を挙げ、賢い人が臆病で黙っているのは、戦争は防げません。

### **戦争は常に“正義”の名のもとに、“平和”のためになされます。**

古来“平和を望むなら戦争の備えを“と言われてきました。しかし戦争が平和をつくったことはないのです。戦争がなくなれば平和がくるのです。平和を望むならば平和への備えこそが必要なのです。

「敵の挑発に対する自衛のための戦闘」は作られた口実で、それが捏造であることは多くの戦争が示しています。人道的介入や対テロ介入も口実でしかない事が多いです。さらに仮想敵国間の抑止力競争は、自衛のための先制攻撃を容認するところまで来ているのです。‘やられたからやるのではなく、やられそうだから先にやる‘というのです。

### **内戦も戦争です。**

権力闘争で双方が武器を持てば内戦です。軍事クーデターも同様です。外国からの武器援助は紛争を長期化し、亀裂を深めます。外国が軍事介入すれば事態はあっというまに悲惨です。

### **対テロ戦争も戦争です。**

テロリズムは、暴力を使い、恐怖を与えることにより、政治に影響を及ぼそうとします。テロは軍事力では防げません。テロを鎮圧するために暴力・軍事力を使うことは、「憎しみの連鎖」により、かえってテロの拡大再生産をさせてしまいます。テロをなくすためには、政治的・経済的な安定を実現し、不当な差別、抑圧、搾取が起きないようにして、その根本原因をなくす努力が必要不可欠です。

### **戦争は最大の環境破壊です。**

ある詩人は「死んだ男の残したものは壊れた銃とゆがんだ地球 ほかにはなにも残さなかった」と書きました。現代の戦争



は、核兵器はいうまでもなく、縦断爆撃も、地雷も枯葉剤も、そして軍事演習も環境を破壊するものです。

**今や、戦争は違法（outlaw）であり、条理に反し、人道に背く絶対悪であると言わねばなりません。**

かつて抑圧にたいする民衆の武器を持つての抵抗は必然でした。いまや非戦・非暴力の道、平和を希求する地球市民の連帯と知恵の力こそが求められているのです。

紛争は話し合いです。そこでは人間的共通感覚と想像力を駆使して、歴史認識を含んで、相手の意見を聴く事。そして、主体性をもって応答すること。このような平和交渉を基調とする新しい国際秩序づくりが求められています。地球市民の相互理解と連帯、共苦と知恵がそれを支えるのです。

ユネスコ憲章には「平和は政治的、経済的取り決めだけでは永続できない。」持続する平和は、「無知と偏見」を排して、「人類の知的および精神的連帯の上に築かれなければならない。」とあります。

## 2) 非武装

軍隊を持つ事は安全保障に役立つのでしょうか。いまや核兵器の禁止は世界の世論です。それでは軍備を持つことは自国を守り、外国の軍事介入の抑止力になり、安全保障に役立つのでしょうか。安全保障という名の軍事基地を含む防衛力の強化は仮想敵を前提とした政策です。仮想敵国はやがて現実的敵国となり、互いに軍拡競争を必然化し、挑発や偶発の戦争の危険も増大します。そればかりではなく、作られた武器は政府が買い上げ、外国に輸出され、外国の紛争を拡大することにもなります。軍事力による安全保障はやがて外国との軍事同盟を

必要とし、武器の輸出・輸入国としての関係を強め、他国の紛争に介入することは必至です。軍事予算と軍需産業の増大は、経済を活性化するように見えて、返って民衆の生活を圧迫するようになります。

**軍隊は解散しなければなりません。軍隊を廃止することは、自衛の名による戦争を防止するための最良の手段です。**

我が国の憲法9条は、1項で軍事力の行使の放棄を定めるとともに、2項で軍事力の保持も禁止しています。軍隊を廃止することは、戦争や軍事力行使の手段を奪うものですことから、あらゆる名目の戦争を防止する上で最良の方策です。このような憲法9条の徹底した非戦・非武装の考え方は、紛争の解決を武力では解決しないという理念の表れでもあります。

**軍拡や軍事同盟による抑止力は、かえって戦争の危機や軍拡競争を招きます。**

戦後日本の平和は日米安保ではなく9条があるからこそ、戦争や紛争で人を殺し殺されることがなかったのです。9条がなく、日米安保条約と自衛隊だけで防衛しようとしていたら、今頃戦争になっていたでしょう。軍事同盟は安全保障に役立たないのです。武力による抑止力論は破綻しているのです。

**集団的自衛権は認めません。**

集団的自衛権は軍事同盟の存在を正当化したり、他国を防衛するという名目で軍事介入を行ったりすることを正当化するものとして使用されてきました。また、国連憲章の本来の精神である武力行使の一般的禁止と集団的安全保障体制を空洞化するものとして機能してきました。

**外国軍の基地も駐留も認めません。また、海外に軍事基地をつくることも認めません。**

非武装の憲法9条は、軍隊や自衛隊の保持を禁止するだけでなく、外国軍隊の基地が自国に存在することも認めません。日本の場合は、日米安保条約に基づく米軍の軍事基地が存在しますが、これは非武装憲法に違反します。外国軍基地の存在は、他国の戦争に自国が巻き込まれる危険もあります。軍事基地は環境を破壊し、基地の町は人を荒廃させ、子どもたちへの影響も深刻です。自国の軍隊の基地を海外につくることは軍事基地の危険性を海外に広げることになり認められません。

**軍事同盟は結ばず、平和友好関係を築き、敵を作らないことです。**

安全保障のためには戦争を未然に防止することこそが肝要であり、そのためには安心供与と信頼醸成が必要です。とりわけ隣国との平和と交流が大切です。国連憲章も軍事同盟は禁止しています。

**あらゆる武器の製造、保有、輸出入を禁止します。**

憲法9条2項は、あらゆる戦力を保持することを禁止していますから、核兵器などの保持は言うまでもなく、戦争のためのあらゆる武器の製造、保有、そして輸出入も禁止するものです。日本が政策として掲げてきた非核3原則や武器貿易輸出禁止原則は憲法9条があったからこそできた政策でした。

**あらゆる軍事化に反対します。**

非武装の原則は、軍事化(militarization)

に反対することを要請します。国連憲章も26条で経済的資源を軍事的に転用することを最小にするように定めています。軍事化は、防衛予算を拡大し、社会福祉や教育費を圧迫します。軍事化は、産・軍・学の協を進め軍需産業を潤します。軍事化に伴う国家秘密の保護は、知る権利を侵害します。軍備の増強は、武器の輸出と戦場を求め、軍事経済の論理が優先されます。軍事産業が、やがて政府を支配していくことは歴史の教えるところです。

**完全軍縮を目指して、各国の軍隊は、軍事組織から人道的な組織に変えるべきです。**

各国は常備軍を持たず、完全軍縮(complete disarmament)を目指す政策を進めるときです。これは国連憲章の精神であり、UNESCOの軍縮教育で共有された目標でもあります。

日本の自衛隊も憲法9条にしたがって、解散すべきです。現在の自衛隊は、国内外の災害支援活動や復興支援のための組織として再編すれば国際貢献にも資することになります。完全軍縮の国際潮流をより大きくして、各国の軍隊から軍事的な部分をなくして、人道的な組織にしましょう。

**いずれの国の軍隊も海外で武力の行使をしてはなりません。**

日本には9条が存在するにもかかわらず、現実には軍事組織である自衛隊が存在してきました。しかし、9条の存在と市民の平和運動により、日本は戦後70年間以上にわたり、自衛隊の発動を自国の自衛のみに専念させ(専守防衛)、海外で戦争をさせないようにさせてきました。軍隊がある各国でも、海外で武力行使をさせないような制約

を課して、海外で武力行使をさせないように軍隊の行動を制限させるようにしましょう。

### 3) 非核

**核兵器は、人類史上最悪の残虐で非人道的な大量破壊、大量殺傷兵器です。**

ヒロシマとナガサキはそれを証明しました。その惨劇を人類は絶対に繰り返してはなりません。その唯一の保証は核兵器の全廃です。そのために2017年に国連で「核兵器禁止条約」がついに採択されました。この画期的な条約の早期の発効が待たれます。日本は唯一の核戦争被爆国で、しかも比類のない平和憲法を持っています。その日本こそが、「持たず、つくらず、持ち込ませず」の「非核三原則」を徹底遵守するとともに、率先して「核兵器禁止条約」に加入し、その発効の先頭に立つべきです。

**人類と地球は核兵器や原発とは共存できません。**

核兵器には、その製造過程で出る大量の「核のゴミ」の安全な貯蔵、処理の方法も存在しません。その点では、原発（核発電）も同様です。しかも、原発もいったん苛酷事故を起こせば広範な住民と地球環境に死活的な被害をもたらします。スリーマイル島、チェルノブイリ、そしてフクシマの原発事故はそれを証明しました。さらに、原発の使用済み核燃料から取り出したプルトニウムを使って、容易に原爆をも製造できるのです。フクシマの事故を経て、原発による「核の平和利用」の神話は最終的に崩壊しました。「非核」とは、もはや核兵器のみならず原発の廃絶をも意味します。人類と地球は核兵器や原発とは共存できません。そのことを平和を愛する地球市民の共通認

識にしましょう。なによりも人類と地球環境の持続可能な発展のために。

### 4) 非暴力

**日本国憲法は、非軍事・非暴力の国際宣言です。**

日本国憲法は、戦争という暴力だけでなく、軍隊といっさいの戦力というその手段をも放棄した、人類史上初の画期的な憲法です。同時にそれは、日本国民が「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」(憲法前文)して非軍事・非暴力の方法によって恒久平和を誠実にめざすことの国際的な宣言でもあります。日本の平和憲法は、非暴力で物事を解決する考え方を基礎としています。

**暴力は暴力を生み、問題や紛争を解決できません。日常生活においても暴力で物事を解決してはなりません。**

暴力は人間の意思に反し、自由な意思さえも奪います。暴力は、かならず反発を招きます。暴力で物事を収めたように見えても、また問題は再発します。暴力では物事は解決できないのです。問題が起こった原因を発見し、解決することが不可欠です。国家間で軍事力や暴力で解決してならないのみならず、日常生活においても暴力で物事を解決してはなりません。体罰や虐待など日常生活における暴力は、暴力の文化が育つ温床になり、平和的な国際関係を築いていく妨げにもなります。

**非暴力の思想と積極的平和の思想をさらに豊かにしましょう。**

第二次大戦後、ガンディーやキング牧師らの偉大な非暴力思想が、広く世界の平和を求める市民の運動に影響を与えるように

なりました。また、ユネスコによる世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の構築という重要な提唱も行われました。子どもの権利条約においても「あらゆる形態の暴力から解放される子どもの権利」が提唱されています。世界の平和を求める流れは、非暴力に向けて動きだしています。また、第二次大戦後、非暴力によって戦争をなくすためには、戦争を生み出す貧困や差別などの構造的暴力を克服すべきという積極的平和の思想も生まれました。こうした非暴力の思想と積極的平和の思想を発展させ、さらに豊かな内容にしていきましょう。

## II-2 理念を根付かせ、国際的に実効あるものとして発展させるために

日本国憲法の非戦・非武装・非核・非暴力の理念は今や国際的な平和のうちに生きる権利として認められ、国連総会での宣言として採択され、条約づくりの運動として発展してきています。国連憲章の理念を発展させる国際人権法や人道法も世界の市民の要求と運動を基に発展し、新しい国際法の秩序が作られつつあるのです。平和のうちに生存する権利は戦争がない状態だけでなく、戦争と暴力の脅威のない、平和な文化と教育によって培われ、それが新しい国際秩序を作り出す力にもなるのです。

### 1) 平和のうちに生存する権利

#### **平和のうちに生存する権利は、個人の基本的権利です。**

憲法前文に書かれている、全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利の保障は、全人類が到達すべき目標です。憲法9条が世界に先立って非戦・

非武装を定めたのも、全人類の平和のうちに生存する権利を実現するためです。

平和のうちに生存する権利が個人の権利であることは、国の政策によっても、私たちが平和のうちに生きることが侵害されないことを意味します。2016年に国連総会で採択された平和への権利国連宣言も、個人の権利として平和への権利を認めました。日本国憲法の平和のうちに生存する権利も、このような国際社会の流れと同じ方向を向いています。

#### **平和のうちに生存する権利は、あらゆる人権の基底をなす権利です。**

戦争になれば、私たちの生命の権利や表現の自由などが実現できないことは、世界の紛争の現実や過去の歴史を見れば明らかです。平和は、あらゆる人権が保障される前提条件なのです。平和のうちに生存する権利は、あらゆる人権が保障されるための「人権のための人権」なのです。

#### **私たちは、平和のうちに生きられることが妨げられないように、そして平和のうちに生きることを実現する政策を取るように、国に要求することができます。**

国の立法や政策により、平和が脅かされ、平和のうちに生存することができなくなれば、国は、この権利を保障するための義務を負います。軍事的な行動により戦争の危険があるときは、私たちは平和のうちに生存することができませんから、国の立法や政策を中止するように要求することができます。また、国が軍国主義を教え、他国と敵対的な外交政策を取る場合にも、国に対して平和的な教育や外交政策を取るように要求することができます。

**「平和」とは、単に戦争がない状態だけを言うのではなく、恐怖と欠乏からの自由を含みます。**

平和のうちに生存する権利は、単に戦争がない状態だけを言うのではなく、軍事力に脅かされ、権力により抑圧されないこと(恐怖からの自由)や、貧困や経済格差がなく、経済的にも豊かに生活できる自由(欠乏からの自由)を含みます。恐怖と欠乏からの自由の実現は、世界人権宣言(1948)でも全人類の目標とされています。

## 2) 平和の文化と教育

**非戦・非武装の国家と国際社会を築くためには、平和のための教育と平和の文化の創造が不可欠です。**

第二次世界大戦の惨禍は世界の人々の心に平和への願いを切実なものとして刻み、国連憲章、ユネスコ憲章を採択するとともに平和に向けての新しい秩序づくりがはじまりました。日本国憲法はこの国際的な平和構築の流れをいっそう進めるために、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」(非戦)と、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」すること(非武装)とを、世界へ向けた決意として宣言したものです。戦争の放棄(非戦)と武力によらない安全と生存の確保(非武装)という理想の実現は「根本において教育の力にまつべきもの」として、「真理と平和を希求する人間の育成」と「普遍的にして個性ゆたかな文化の創造」をめざした教育がすすめられてきました。平和のための教育と平和の文化の創造は、日本国憲法の理念の実現を目指す課題としてとりくまれ、以来70年を経た今日、その成果は戦争をしない国と国民の強固な礎となっています。

しかし、いまだに日本と国際社会には“戦争と暴力の文化”が深く浸透しています。これに立ち向かうためには、戦争や暴力を美化する教育を排除し、非戦・非武装・非暴力・国際協力をめざす平和のための教育と、平和の文化の創造とが強く求められています。

**「平和の文化」とは、戦争とあらゆる暴力の文化に負けない、人間性あふれる文化です。**

戦争をなくし平和を実現するためには「人々の心のなかに平和の砦を築く(ユネスコ憲章)」ことが求められました。「平和の文化」を築く第一歩は、人々の考え方や世界観、社会の制度や人間関係の中にも深く浸透している“戦争と暴力の文化”をしっかりと認識することです。軍事力を基礎にした国家や安全保障のシステム、構造的暴力として定義される国際経済構造の不正、人権の抑圧と差別、飢餓・貧困・環境破壊などから、日常生活で誰もが触れる人種・宗教・ジェンダー差別や子どもへの虐待などの社会的不正義まで、これらすべてが戦争の基盤となる「暴力の文化」です。日本国憲法で「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において名誉ある地位を占めたい」と決意した私たちにとって、「暴力の文化」に負けない「平和の文化」を築いていくことは、戦争をなくすことと一体の課題です。人々の間に非暴力・寛容・連帯の心を育て、豊かな芸術性と人間性を育み、正義と人権、多様性が尊重される社会を築いていく営みです。

「平和の文化」を築くためには、教育・メディア・コミュニケーションなどの健全な発展を通じて、すべての人々の心に「暴

力の文化」を乗り越える力を育て続けることが必要です。またそのためには、共生の視点が欠かせません。国と国、人と人、人間と自然がともに、「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利」を保障されるためには、互いの信頼と理解を基礎に、文化の多様性を認め合い、寛容、対話、協力の関係を築くことがただ一つの確かな道となります。

### **平和のための教育は、平和な国家、平和な国際社会の担い手を育てます。**

戦争と「暴力の文化」が人々の心を支配し、戦争がくり返されてきた背景には、教育が国家に利用され続けてきた歴史があります。「暴力の文化」を「平和の文化」へと転換していくためには、平和と人権の教育が重要な手段となります。平和教育の社会的な目的は、社会の不正義を解消し、暴力を根絶し、戦争をなくすことにあります。日本の平和教育は、世界にさきがけて非戦・非武装の国家をつくるための教育（軍縮教育）という課題を担って行われてきました。それらは非核の教育や、かつての戦争の被害・加害の実相を学ぶ教育としてすすめられてきました。戦後70余年を経て、9条改憲反対の世論が圧倒しているのも、戦後の平和教育の大きな成果です。しかし、防衛力という名の軍拡問題や日米同盟、基地や沖縄の問題など、直面する課題に関する教育は大きく立ち遅れているといわなければなりません。

一方、世界の平和教育は、第1回国連軍縮特別総会(1978)での「あらゆる水準での軍縮教育と平和学習の計画」、ユネスコ軍縮教育世界会議(1980)での「軍縮教育の10原則」を中心とした最終文書、国際平和年(1986)、「暴力についてのセリビア声明」(ユ

ネスコ 1989)、ハーグ平和市民会議(1999)、国連平和文化年(2000)、「世界の子ども達のための平和と非暴力の文化の10年」(2001~2010) …と、平和教育への合意とその内容を大きく前進させてきています。

### **平和教育の核心は日常的に平和を愛し、暴力を嫌い、平和の文化を担い、創り出す主体を育てる事です。**

平和は「守る」ものから「創る」ものへ。平和教育の課題は、平和創造の担い手づくりへと大きく発展してきています。軍縮と核廃絶、すべての構造的暴力を廃絶していく課題を担って、平和の構築に参加していく意欲と能力を備えた主体者を育てていく課題は、平和教育の目的の一つとしてとりわけ重要です。そのために学ぶべきテーマも、非戦と軍縮・非武装の教育にとどまらず、あらゆる暴力や不正義の問題を探究するカリキュラムが必要であり、人権教育、環境教育、開発教育、紛争解決教育、多文化教育と学びのエリアを大きく広げています。それらを通して、ゆたかな感性と批判的知性を育てる事が大切です。

また教育のあり方についても、暴力の文化に根ざす強制的、抑圧的、権威主義的な教育方法を否定するとともに、子どもの主体的自発的な学習参加を促す工夫や、身近な暴力(いじめなど)の解決にもつながる学習活動が求められています。国連子どもの権利委員会のジェネラルコメントでも指摘される、「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰からの保護」や「体罰を解消するための参加型戦略」などが留意されなければなりません。

### **3) 国際法の発展と新しい国際法秩序の**

## 形成

### **国際紛争を解決する手段を含むあらゆる武力の行使が、放棄されなければなりません。**

2つの世界大戦を経て、新しい国際秩序を目指して作られた国連憲章（1945）は、国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を禁止し（2条4項）、平和の維持を国際機構に委ね、伝統的に国家の固有の権利とされてきた自衛権に大きな制限を課しました（51条）。同時に、国際司法裁判所のような紛争解決機関を設け、武力ではなく法による国際紛争の解決を目指しました。国際法の体系そのものも、平時国際法と戦時国際法の二元構造を脱して、戦争を含むあらゆる武力行使が違法であることを前提として、戦時国際法はあらゆる武力行使のあり方を規制する国際人道法（武力紛争法）へと発展的変質を遂げました。これと時期を重ねて、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の開発・保有・使用を規制し、軍縮を目指す国際法規則も整備されてきました。さらに、21世紀の初め2002年には、国際刑事裁判所（ICC）が設置され、他国を侵略し平和を脅かす為政者を法に基づいて処罰する途が拓かれました。いわば、軍事力による戦争の抑止から、法の力による戦争の抑止へと安全保障観の転換を図るものといえましょう。

このような戦後の国際法の発展にもかかわらず、世界各地では、なお武力衝突や核兵器の増備が相次ぎ、それに呼応するように、平和の回復を名目とし、国連の授権や自衛権を正当化根拠とする武力行使も増加しています。改めて、暴力と流血の歴史の中から、辛うじてつかみ取った世界平和の理念に立ち戻り、諸国に武力の廃棄と法による国際紛争の解決と平和の維持を求めな

ければなりません。そのためにも、国際司法裁判所をはじめとして、平和的手段による紛争解決を担う国際機構の役割を強化することが必要です。さらに、国連の組織構造も、核兵器を保有する5カ国を中心とする安全保障理事会に、加盟国を拘束する強い権限を付与するものから（国連憲章第5章）、全加盟国が対等の立場で参加する総会を中心とするものに変化させ、法の支配を基本とする国際秩序を強化するよう求めます。

### **平和を享受することは、国際的に承認された個人の基本的権利です。**

国連憲章に続いて採択された世界人権宣言（1948）は、人権の保障を国際社会全体で取り組むべき共通課題に位置付けました。これを基礎として、国際人権法の発展は目覚ましい発展を見せています。人種差別撤廃条約（1966）、国際人権規約（1966）、女性差別撤廃条約（1974）、拷問等禁止条約（1984）、子どもの権利条約（1989）、強制失踪防止条約（2006）、障害者の権利条約（2007）のように、現在に至るまで、世界人権宣言に掲げられた理念を具体化する条約の整備が続いています。伝統的には各国家の国内管轄事項とされてきた人権保障は、日本を含む多数の諸国の憲法の基本原則であるだけでなく、今や国際社会全体で取り組むべき共通課題として認識されています。

民主主義や法の支配、人権保障、個人の尊重という近代的価値は、市民革命をはじめとする市民の様々な運動・実践などを通して、政府による弾圧や戦争の惨禍などの様々な犠牲を伴いながらも確立してきました。現代では、このような価値は国際的にも共有されています。日本国憲法は、これらの近代的原則に、非暴力と平和という原

則を新たに付け加えました。非暴力や平和もまた、世界的に共有されなければいけません。2016年に国連総会で採択された「平和に対する権利宣言」は、第1条で「すべての人は、すべての人権が保障され、発展が実現するような平和を享受する権利を有する。」と規定し、平和を享受し、平和に生きることを人権とする考えが打ち出されました。これは、非暴力・平和という理念を国際公共価値として結晶させることを目指す運動の1つの到達点であり、今後、この権利の内容を豊かにし、個人の基本的権利としての平和の実現を諸国に要求していく必要があります。

**非核地帯を設定するなど、地域レベルでも軍縮と非核化を推進し、「平和の共同体」を創設することを求めます。**

今なお冷戦構造が残る東アジアに平和な国際秩序を創出するためには、韓国、北朝鮮、中国、日本の平和的關係の構築が不可欠です。軍縮と非核化を進めるとともに、軍事力を基盤とする力の支配ではなく、対話的な外交や裁判を基盤とする法の支配に国際紛争の解決を委ねる仕組みを作ることが重要です。東南アジアやラテンアメリカ、ヨーロッパ、アフリカには、人権保障や国家間紛争の平和的解決を担い、平和の実現を目標とする国際機構が既に創設されています。東アジアにおいても、定期的な会議体や経済的・政治的協力機構の構築が必要です。

**市民の主導による新しい国際法秩序の形成を目指します。**

国際法の中心を占める条約は国家間の合意によって形成されます（国際司法裁判所規程38条1項・条約法に関するウィーン条

約2条1項a）。これまで、国際法を形成する直接の担い手は国家とされてきました。しかし、今日では民主主義や法の支配が国際公共価値として認識され、それらの原則を基礎とする憲法に基づく統治が求められており、国家の行動もまた、人権保障や平和の実現を目的とし、憲法をはじめとした法により厳格な制限を受け、かつ、市民の意思の立脚し、市民によって監視・制御されるべきものであるはずで、このことは、国家が他国と合意を形成し、国際法を定立することも例外ではありません。国の境界を越えた市民の連帯により、非暴力・平和の実現を各国の政府に求めることは、そうした価値に支えられた国際法を形成し、非暴力・平和を目指す世界憲章の確立にもつながっていくものです。

**II-3 地球平和憲章を支える人間理解**

私たちの憲章を支える理念はその歴史認識と人間理解に由来するものです。非戦・非武装・非核・非暴力の思想は、現代を地球時代と捉え、それにふさわしい人間理解と価値観からくるものです。平和への権利、全ての人の人権、環境への権利、子どもたちの発達・学習の権利、未来世代の権利そして共生の思想が求められています。そこでは公正と信義への信頼を軸に、多様性と寛容、思想信条の自由と偏見からの解放、あらゆる暴力の否定、人間的感性と開かれた理性、普遍の押し付けではなく個別を貫く普遍へと開かれてある精神態度がもとめられます。これらは歴史を通して積み重ねられてきた人類の確信（conscience; Gewissheit）です。

これらの地球時代の価値意識、多様性の尊重とりわけ個人の尊厳と他者への尊敬の



念は、生活と教育のなかで、それが否定されている状況への批判を通して、歴史を通して、学習され、身に付いていくのです。

これらの価値観は新自由主義と金融資本のグローバリズムとは別の道、地球時代にふさわしい価値が地球規模で広がり、共有されていくことを求めるものです。それは一つの価値の押し付けではなく、個人の尊厳を軸に、国や地域（リージョン）の多様性を認めあい、繋いでいくプロセスを含む国際化（インター・ナショナリズム）であり、新しい共生と連帯のグローバル・ヒューマニズムといえます。その社会は全ての人の幸せ（well-being）を保障する持続可能な社会であり、貧困と差別、構造的暴力から解放され、成長神話からも核の安全神話からも解放された、新たな人間的で自由な社会だといえましょう。

## 最後に

この運動は国際的な対話と連帯の運動であり、世界の市民の学び合いと教え合いの運動です。

UNESCO 学習権宣言は学びあいこそ平和を創る力だと述べています。

世界各国・地域でのモデルづくりと交流を活発に行いたいのです。

このこと自体地球憲章の求めるところなのです。